◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

令和 9 年二十歳の式典（旧成人式）開催

本町に住所がある方、町外に住所がある方ともに申し込みが必要となります。案内状は申し込みをいただいた方に送付しますので、参加を希望される方は、11 月 27 日㈮までに右記 QR から申し込みしてください。

○**開催日**
令和 9 年 1 月 10 日㈰受付 12 時、式典 13 時
○**ところ**　町公民館
○**対象者**
平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた方



○**問合せ**　社会教育課社会教育係（☎ 47-2121）

秋の文化祭開催

町文化連盟主催の文化祭が開催されます。
ぜひ、ご来場ください。

■**文化展示**
○**と　き**　10 月 23 日㈭～ 29 日㈬
○**ところ**　町公民館講堂、ロビー

■**舞台発表**
○**と　き**
11 月 3 日㈫開場 13 時
開演 13 時 30 分



○**ところ**　町公民館講堂
○**問合せ**　社会教育課社会教育係（☎ 47-2121）

勤労者福祉資金融資のご利用を

北海道では、①中小企業にお勤めの方②非正規労働者の方③季節労働者の方④企業倒産など事業主都合で離職した方に、医療、災害、教育、冠婚葬祭などの生活資金を融資しています。

※届け出についての詳細は右記 QR からご確認ください。

○**問合せ**
オホーツク総合振興局商工労働観光課商工労働係（☎ 0152-41-0636）、北海道経済部地域経済局中小企業（☎ 011-204-5346）、北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合

秋の火災予防運動　10 月 15 日～ 31 日

全道一斉に「秋の火災予防運動」が行われます。
これからの季節は暖房器具の使用が増え、空気が乾燥することにより、火災が発生しやすくなります。この機会にもう一度、皆さんの身の回りに潜む火災の原因を考え、火災予防に取り組みましょう。

■**暖房器具による火災に気を付けましょう**
北見地区消防組合管内では、暖房器具が原因の火災が昨年 2 件発生しています。町民の皆さんは火の元に注意して、火災のない安心安全なまちづくりにご協力ください。

○**暖房器具からの出火を防ぐポイント**
・暖房器具の周りに物を置かない。洗濯物、防寒着を干す際には、ストーブの上部は絶対に避け、正面でも十分な距離をとる
・ポータブル石油ストーブに給油する際には必ず消火を確認してから給油し、給油後は燃料タンクのキャップをしっかり閉める

■**「いのちを守る 3 つの習慣・4 つの対策」**
○ **3 つの習慣**
・寝たばこは絶対にやめましょう
・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう
・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう

○ **4 つの対策**



・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう
・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用しましょう



・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう
・高齢者や身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう

○**問合せ**　消防署訓子府支署（☎ 47-2419）

北海道苦情審査委員制度

道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって「苦情審査委員」が公正で中立な立場から審査します。

※詳細は右記 QR から北海道の苦情審査に関するホームページをご覧ください。

○**問合せ**　北海道総合政策部知事室道政相談センター（☎ 011-204-5523）

災害で被災した皆様に支援のお願い

◇令和 8 年熊本地震義援金	0 円（令和 8 年 10 月 30 日まで）
◇令和 6 年能登豪雨災害義援金	0 円（令和 9 年 3 月 31 日まで）
◇令和 6 年能登半島地震災害義援金	70 万 8,639 円（令和 9 年 3 月 31 日まで）

町民の皆さんの支援をお願いいたします。

※金額は、令和 8 年 8 月末現在の義援金額です。

新たに義援金をお受けしています
※令和 8 年 7 月 7 日に滋賀県甲賀市で発生した土砂崩れ災害により被災された方々への災害義援金を令和 9 年 1 月 29 日㈮まで新たに設けて受け付けています。また、令和 8 年 8 月 13 日に千葉県で発生した豪雨により被災された方々への災害義援金、令和 8 年 8 月 29 日に福井県で発生した大雨により被災された方々への災害義援金を令和 8 年 11 月 30 日㈪まで新たに設けて受け付けています。

災害で被災した皆様にご支援ありがとうございました

※大槌町林野火災による災害義援金の受付は、8 月 31 日で終了しました。

赤い羽根共同募金にご協力を

今年も 10 月 1 日から「赤い羽根共同募金運動」が始まります。この共同募金運動は住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進を目的として毎年実施されており、皆さまからお寄せいただいた募金は、その 8 割が町内の地域福祉活動のために活用され、残りの 2 割は道内の福祉に活用されています。
地域での福祉活動に対して募金を通じて支援している「赤い羽根共同募金運動」に皆さまの心温まるご支援とご協力をお願いします。

※赤い羽根共同募金に関するお詫びとお願いを社協だよりに掲載していますので、ご覧ください。

■問合せ　町社会福祉協議会（☎ 47-3536　総合福祉センター内）

夜間／日曜・祝日診療

夜間や休日昼間の急病の際は、休日夜間急病センターで診療を行います。受診を希望される方は、事前に電話連絡をお願いします。

■**北見市休日夜間急病センター**
（北見市北 3 条東 1 丁目 21 番地　☎ 25-0099）
○**日曜日、祝日など診療（日曜日・祝日・年末年始）**
・**診療科目**　内科・小児科・外科
・**診療時間**　9 時～ 17 時
○**夜間診療（年中無休）**
・**診療科目**　内科・小児科
・**診療時間**　19 時～翌日 7 時

10 月の日曜歯科当番医

4 日㈰、11 日㈰
耳鼻咽喉科麻生北見病院（☎ 23-4134）
12 日㈪　きたみしょうたろう歯科医院（☎ 61-1311）
18 日㈰、25 日㈰
耳鼻咽喉科麻生北見病院（☎ 23-4134）

※診療は 9 時～ 12 時まで（祝日は 13 時まで）です。また、当番病院は急きょ変更になる場合があります。

伝言板